第7章　心のバリアフリーに関する取り組み

7-1 心のバリアフリーについて

移動するときの障壁（バリア）には、「物質的なバリア」「意識上のバリア」「制度的なバリア」「文化・情報面のバリア」があると言われており、高齢者・障がいのある人等が快適に移動するためには、駅や歩道等の施設のバリアフリー化だけでなく、周りの人からのちょっとした心づかいや手助けが必要となってきます。

そこで、本基本構想では、安心して出かけられる環境づくりを実現するために、行政だけでなく市民や地域等といった幅広い層に対して理解と協力を求めながら、それぞれの立場で、お互いを支え合い、助け合うことで「心のバリアフリーに関する取り組み」を推進していきます。

本市の心のバリアフリーに関する事業の実施状況・実施予定状況の把握を行った上で、習志野市地域福祉計画や障がい者基本計画・障がい福祉計画等との整合を図りつつ、これまでのバリアフリー基本構想における実施内容を踏まえ、心のバリアフリーの取り組みを整理しました。

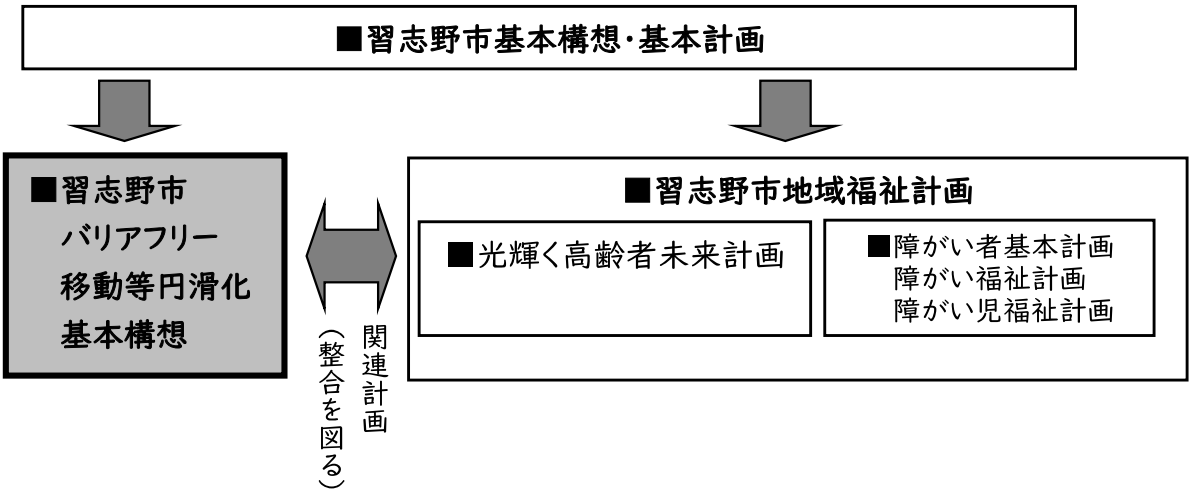


図　心のバリアフリーの位置付け

7-2 心のバリアフリーの基本方針

本基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民等の意識づくりを推進します。

7-3 心のバリアフリーの取り組み内容

目的別に分類した施策の方向性をもとに、施策と実施すべき事業を整理しました。

7-3-1 障がい等に対する正しい理解の促進

障がい等に対する理解を深めることは、安心して出かけられるための様々な支援の輪を広げ、地域生活を支えるために大切です。そのため、移動等の円滑化に関し広報活動・講座活動、地域交流、教育、情報発信の促進を通し、障がい等に対する正しい理解を促進していきます。

また、バリアフリー法の改正を踏まえ、更なる情報発信や学校教育などについて強化していきます。

表 障がい等に対する正しい理解の促進に関する取り組み

心のバリアフリーの取り組み内容 ＼ 取り組みに係る団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がいのある人・福祉団体等
（1）障がい等に対する正しい理解の促進				
① 広報活動・講座活動				
○発達支援基礎研修、障がいのある人啓発講座、認知症サポート養成講座の開催／受講	●	●	●	●
○社会福祉協議会が実施する福祉体験ボランティア養成講座やイベントを活用した、高齢者・障がいの疑似体験の実施／参加	●		●	●
○バリアフリーに関するチラシ等による情報提供／情報入手	●	●	●	●
② 地域住民による地域交流の拡充				
○町会と障がいのある人との交流活動の促進・交流活動への参加	●	●	●	●
○ふれあい・いきいきサロン等の社会福祉協議会支部活動を通じた、ふれあいや地域交流等の促進／参加			●	●
○三世代交流きらっ子こどもまつりや福祉ふれあいまつりでの交流促進／まつりへの参加	●	●	●	●
○販売活動等への支援／製品等の購入（日常の交流）	●		●	●
③ 障がい（のある人）等の理解のための教育				
○市が実施するまちづくり出前講座や社会福祉協議会が実施する福祉体験ボランティア講座、ボランティア養成講座等、市民カレッジや市民向け講座の開催／受講	●	●	●	●
○小中学校における福祉学習の充実	●		●	●
○市職員に対する、認知症サポート養成講座等の開催	●			●
④ 障がいのある人等からの情報発信の促進				
○市ホームページや市広報を活用した障がい者団体等が開催するイベント等の情報発信	●			●
○社会福祉協議会で実施している講座等の周知への協力	●			●


vol.37 令和8年2月号
習志野市障がい者地域共生協議会
ならとも
未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野
障がい者職場実習奨励金 絶賛実施中!!
習志野市では、令和7年度からの新規事業として、障がい者の雇用機会の拡大及び事業者の障がい者雇用の促進を図るため、公共職業安定所、特別支援学校、福祉施設等の紹介により、市内に居住する障がいのある方を職場実習に受入れた事業主に対し、障がい者職場実習奨励金を交付しています。
～企業の声～
～実習生の声（知的障がい Aさん女性 17歳）～

図 障がい福祉に関する情報の発信
（習志野市障がい者地域共生協議会発行紙「ならとも」）

7-3-2 高齢者・障がいのある人等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進

現在本市では、ボランティア活動や民生委員・児童委員制度により、様々な移動や外出機会の支援が行われています。このような支援体制は、より多くの支援者が互いに結びつくことで一層の効果が得られることから、移動等の円滑化に関わる支援体制の充実や地域による支え合いの推進を進めていきます。

表　高齢者・障がいのある人等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進に関する取り組み

心のバリアフリーの取り組み内容 ＼ 取り組みに係る団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がいのある人・福祉団体等
(2) 高齢者・障がいのある人等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進				
① ボランティア活動の活性化				
○市民活動をはじめたい市民と市民活動団体との出会いの機会を提供／参加（地域デビュー支援事業の拡大）	●		●	●
○社会福祉協議会が実施している講座への周知協力（サポートボランティア養成講座等）	●			●
○手話サークルと聴覚障がい者団体による聴覚に障がいのある高齢者、重複障がい者の外出等の支援			●	●
○ホームページを活用した市民活動団体情報提供／情報入手	●		●	●
② 身近な地域での支援体制				
○高齢者見守りネットワークへの参加呼びかけ／参加	●		●	
○民生委員・児童委員との連携強化	●		●	●
○社会福祉協議会支部による支え合い活動の実施／参加			●	●
③ 就労支援				
○経済関係団体が集まる会議等を活用して、情報提供を行い、障がい者雇用に対する理解を促進／情報入手	●	●		
○障がい者職場実習の実施	●			●
○障がい者枠による市職員採用試験の実施	●			

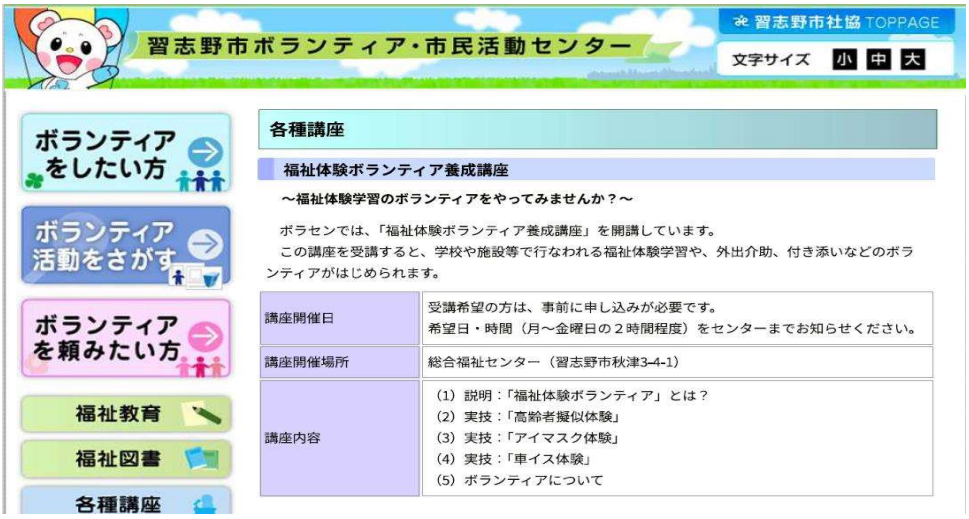


図　ボランティア活動の活性化
（社会福祉協議会ホームページに掲載されている講座のお知らせ）

7-3-3 高齢者・障がいのある人等の社会参加機会・環境の改善

快適に移動するためには、様々な情報が正確に把握できることや円滑なコミュニケーションが図られる等の情報に関する支援が必要です。また、バリアフリー化した歩道や建物等であっても、歩道や視覚障害者誘導用ブロック上へのはみ出し看板や迷惑駐車等により、バリアが発生してしまいます。

そこで、点字・音声、文字・映像等による情報伝達や交通マナーに関するモラル向上のための啓発活動等を通し、社会参加の機会・環境の改善に関する取り組みを進めていきます。

また、併せて近年の情報技術を利用した新たな情報伝達、意思疎通支援の手法についても検討していく必要があります。

表　高齢者・障がいのある人等の社会参加機会・環境の改善に関する取り組み

心のバリアフリーの取り組み内容 ＼ 取り組みに係る団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がいのある人・福祉団体等
(3) 高齢者・障がいのある人等の社会参加機会・環境の改善				
① 情報伝達・意思疎通支援の推進				
○ヒアリングループ※19や拡大読書器等の活用推進／活用	●	●	●	●
○情報・意思疎通支援用具の給付促進／利用	●		●	●
○点字表記等に配慮した情報案内の提供	●	●		●
② バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及				
○習志野バリアフリーガイド等によるバリアフリー関連施設に関する情報提供	●	●		●
○駐輪やはみ出し看板の対策	●	●		
○交通安全施設維持管理事業	●			
○バリアフリー法、千葉県福祉のまちづくり条例、千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の周知	●			

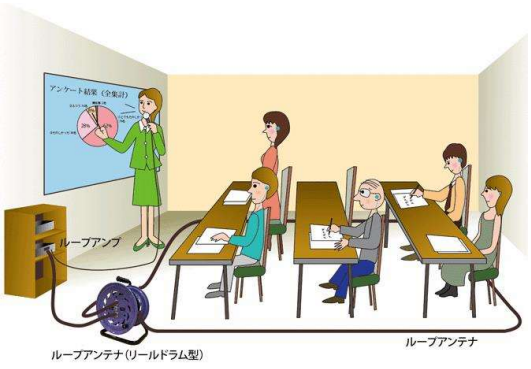




図　情報伝達・意思疎通支援の推進
（ 設営イメージ）

※19：ヒアリングループ

補聴器使用者の「聞こえ」を支援するための設備のこと。

マイクを通した音声を直接、補聴器や受信機を通して聴きとることが可能となり、講演や会議などの場面で、発言者の声を雑音がない状態でクリアに聴くことができる。